

議案第 5 9 号

日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 8 月 2 9 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 6 年日出町条例第 2 2 号) の一部を次のように改正する。

附則第 4 項を附則第 5 項とする。

附則第 3 項の前の見出しを削り、同項を附則第 4 項とし、附則第 2 項の次に
次の見出し及び 1 項を加える。

(職員に関する経過措置)

- 3 当分の間、第 1 1 条第 2 項の規定にかかわらず、放課後児童健全育成事業
者は、利用者がおおむね 6 人以下となる時間帯において、利用者の支援に支
障がない場合に限り、町長が別に定める利用者の安全確保策を講じた上で、
放課後児童支援員の数を 1 人とすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の附則第3項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

理 由

放課後児童支援員の配置基準について、利用者が少数となる時間帯に限り、安全確保策を講じた場合に緩和できるよう条例を改正したいので提出する。